

平成28年(ワ)第267号 間接強制決定に対する執行抗告事件

(原審：大阪地方裁判所平成27年(ワ)第886号)

決 定

大阪市天王寺区石ヶ辻町18番14号フクヤビル6階

抗告人（債務者） 富久屋マネジメント株式会社

同代表者代表取締役 津 郷 泰 富

同代理人弁護士 船 倉 亮 慈

大阪府中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル

相手方（債権者） 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

同代表者理事 榎 彰 徳

同代理人弁護士 尾 崎 博 彦

主 文

- 1 本件執行抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。
- 3 原決定別紙契約条項目録1行目の「被告」を「抗告人」と更正する。

理 由

第1 事案の概要

1 消費者契約法13条に定める適格消費者団体である相手方は、抗告人に対し、抗告人が消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金について、原決定別紙契約条項目録の条項（以下「本件契約条項」という。）を内容とする意思表示をすることの差止め等を求める訴えを提起した（大阪地方裁判所平成27年(ワ)第8709号。以下「本件訴訟」という。）ところ、抗告人は、本件訴訟の口頭弁論期日において、相手方の請求を認諾した。

相手方は、平成27年11月27日、本件訴訟の認諾調書（以下「本件債務名義」という。）の正本に基づき、抗告人に対し、抗告人が消費者との間で貸

衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解決金について、本件契約条項を内容とする意思表示を行ってはないこと（以下「本件不作為義務」という。）、決定送達日以降に本件不作為義務に違反して上記意思表示を行ったときは、違反行為をした回数1回につき20万円の割合による金員を支払うことを求めて、原審に間接強制を申し立てた（以下「本件間接強制申立て」という。）。

- 2 原審は、平成28年2月29日、本件間接強制申立てを認める決定（ただし、間接強制金は1回につき15万円）をした（原決定）。
- 3 これに対し、原告人は、原決定の取消し及び本件申立ての却下を求めて、執行抗告をした。抗告の理由は、別紙「抗告の理由」記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 認定事実

一件記録によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告人は、貸衣装業、冠婚葬祭業等を目的とする、平成6年8月19日設立の資本金5000万円の株式会社であり、代表取締役は津郷泰富である。
- (2) 株式会社V e a U（なお、平成26年6月1日までの商号は「株式会社V e a U . B r i d a l」である。以下「V e a U」という。）は、貸衣装業、冠婚葬祭業等を目的とする、平成12年10月10日設立の資本金1000万円の株式会社であり、代表取締役は、津郷千代子、津郷泰富、岸部将司の3名である。津郷千代子と津郷泰富の履歴事項全部証明書上の住所は同じである。
- (3) 株式会社レンタルブティックひろ（以下「レンタルブティックひろ」という。）は、貸衣装業を目的とする、昭和62年10月17日設立の資本金1800万円の株式会社であり、代表取締役は津郷泰富外1名である。
- (4) 原告人及びV e a Uが消費者との間で締結していた結婚式用の貸衣装契約では、消費者が解約時に負担する解約手数料の定めとして、契約日から衣装

使用日（挙式日）の30日前までの解約の場合には契約金額の30%とするとの条項（本件契約条項）があった。

本件契約条項に基づくトラブルとして国民生活センターに相談された案件には、貸衣装契約の相手方を原告人とするものとV e a Uとするものが混在していた。

- (5) 相手方は、本件契約条項が、消費者契約法9条1号により「平均的な損害の額を超える」金額の部分が無効であるとして、平成23年9月28日付け書面により、原告人に対し、問合せを行ったが、返答はなかった。
- (6) 相手方は、平成24年8月29日付け書面により、原告人に対し、再度の問合せを行ったが、返答はなかった。
- (7) 相手方は、平成24年10月23日付け「申入れ及び要請書」により、原告人に対し、本件契約条項の修正ないし削除等を求めた。
- (8) 原告人は、平成25年4月11日付け書面により、相手方に対し、貸衣装契約に係る営業活動をしているのはV e a Uであり、原告人は営業活動を一切行っていないとして、前記(5)ないし(7)の各申入れをV e a Uに対して行うよう求めた。
- (9) 相手方は、本件契約条項と同種の条項を使用していたレンタルブティックひろに対し、平成22年3月以降、是正措置を求めており、平成23年1月頃、改定についての協議を終えたが、レンタルブティックひろは、その後も条項の改定を行わず、消費者からの苦情が来ていた。
そのため、相手方は、平成25年9月12日頃、レンタルブティックひろに対し、本件訴訟と同種の訴訟を提起するに至り、平成27年3月16日、上記条項を改善することを内容とする訴訟上の和解が成立した。
- (10) 相手方は、前記(9)の和解成立を受けて、原告人に対し、今後の対応を質す書面を送付したが、返答がなかったことから、平成27年7月30日付けで、消費者契約法41条1項に基づく事前請求書（以下「提訴予告通知」と

いう。)を送付したが、抗告人からは返答がなかった。

- (1) 相手方は、平成27年9月2日、抗告人を被告とする本件訴訟及びV e a Uを被告とする同種訴訟を提起し、抗告人及びV e a Uに対し、①本件契約条項を内容とする意思表示をすることの差止め、②同条項記載の契約書用紙の破棄、③従業員にこれらについての周知書面を配布することを求めた。

抗告人及びV e a Uは、同年10月30日の第1回口頭弁論期日において、いずれも相手方の請求を認諾した。

- (2) 相手方は、平成27年11月27日、原審に本件間接強制申立てをした。

2 間接強制について

- (1) 不作為を目的とする債務の強制執行として民事執行法172条1項所定の間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はないと解するのが相当である（最高裁平成17年12月9日第二小法廷決定・民集59巻10号2889頁参照）。

- (2) 前記認定事実によると、抗告人、V e a U及びレンタルブティックひろは、いずれも津郷泰富が代表取締役を務める、貸衣装業を目的とする会社であり、消費者との間で締結する貸衣装契約に本件契約条項を用いていた。そして、相手方は、上記三社の中心とみられる抗告人に対し、再三にわたり、本件契約条項についての問合せ、修正等の要求をしてきたが、抗告人は、1年以上にわたり何ら対応せず、最終的には、自らは貸衣装契約に関する営業活動をしていないとして、V e a Uに対して申入れ等を行うよう返答した。また、相手方は、レンタルブティックひろに対しても本件契約条項と同種の条項の改定を求めていたが、改定の約束が守られず、提訴を経てようやく和解に至った。相手方は、同和解の後、抗告人に対しても本件契約条項の修正等の要求をし、提訴予告通知も送付したが、抗告人からの返答はなかった。

以上の経緯に鑑みれば、抗告人において、最終的に相手方の請求を認諾し

たものの、本件不作為義務に違反するおそれがあるものと認められる。

- (3) 抗告人は、請求認諾の方針を決めたのは本件訴訟の第1回口頭弁論期日の直前であったことから、本件契約条項の改定についてはそれから本件訴訟代理人との間で協議に入ったのであって、放置していたのではなく、認諾から1か月後の平成27年11月30日までは、本件契約条項の改定を決めて、従業員に告知するとともに変更前の条項を廃棄しており、さらに、平成28年2月9日に、従業員に対し、告知文を配布して、再度の注意喚起をし、改定の周知及び廃棄措置をとっているから、抗告人には本件不作為義務に違反するおそれはないと主張する。

しかし、抗告人は、原審において、平成27年12月15日付け答弁書を提出し、本件契約条項を改定して、同月1日以降は改定後の新規約に基づいて貸衣装契約を締結していると主張し、新規約の写しを提出したが、この時点では、本件訴訟で認諾した相手方の請求のうち、本件契約条項が記載された契約書用紙の破棄及び従業員への周知文書の配布については、これらを履行したことにつき何らの主張をしていなかった。抗告人は、その後、相手方からこの点の指摘を受けて、平成28年1月15日付け主張書面1を提出し、平成27年11月20日に本件契約条項を改定して、同日、これを従業員に説明し、同月30日までに改定前の契約書をすべて破棄したと主張し、この主張に沿う抗告人代表取締役津郷泰富の平成28年1月4日付け陳述書を提出した。もともと、同陳述書には、従業員を集めて規約の改定等を説明したと記載されているものの、従業員に周知文書を配布したとは記載されておらず、周知文書の添付もない（当審で提出された従業員宛での告知文書（乙6）は、平成28年2月9日付けであるところ、本件間接強制申立てと同日に相手方が申し立てたV e a Uに対する間接強制申立てについての大阪地方裁判所の決定が同月8日に抗告人に告知されていることは、当裁判所に顕著である。）。また、改定前の契約書の破棄についても、廃棄の方法は具体的に記

載されておらず、廃棄の事実を裏付ける資料の添付もない。

以上の事実経過に照らすと、本件訴訟で相手方の請求を認諾した後の抗告人の対応は、必ずしも十分なものとはいえない。これに加え、前記(2)のとおり、本件契約条項に関する相手方の申入れ等に対して抗告人が不誠実な対応を繰り返してきたと認められることも考え合わせると、抗告人が本件契約条項の改定等の措置を講じたことを考慮しても、抗告人が本件不作為義務に違反するおそれがないとはいえない。

- (4) 以上によれば、抗告人において、本件不作為義務に違反するおそれがあるものと認められるから、本件債務名義に基づく間接強制決定をすることができる。

3 間接強制金の額について

前記認定事実記載の相談案件では解約金額10万円前後の事例が多いところ、その一定割合が、消費者契約法9条1項所定の「平均的な損害の額を超える」金額になるとみられることに加え、抗告人の相手方に対するこれまでの対応、本件訴訟の認諾の前後の経緯に照らし、本件において、債務の履行（本件不作為義務に違反しないこと）を確保するために相当と認められる間接強制金の額としては、違反行為をした回数1回につき15万円と定めるのが相当である。

4 結論

以上によれば、原決定は相当であり、本件執行抗告は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成28年4月18日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 山 下 郁 夫

裁判官 吉 川 慎 一

裁判官 久 末 裕 子

抗告の理由

- 1 原決定は、①抗告人は平成27年7月30日付けで債権者から消費者契約法41条1項に基づく事前請求を受け、その後同年12月1日に条項を改定しているところ、条項の改定には時間を要したといえること、②抗告人は従業員に対する所定の事項の告知の履行の有無について明らかにしていないこと、③抗告人は差止請求訴訟の請求を認諾しながら、報道機関に対して「裁判で争うことによる影響を考慮し認諾を選んだ」旨コメントし、消費者契約法違反の事実を認めていないこと、④抗告人は貸衣装業の営業活動を行う会社ではないという、債務名義の成立時点で争うべき事項に基づいて本件申立てを争っていること、を理由に、抗告人が変更前の条項を使用するおそれがあると判断した。
- 2 しかし、以下の経緯からすれば、抗告人が今後、変更前の条項を使用するおそれは皆無である。

抗告人は、本件訴訟提起後、抗告人代理人と協議の結果、変更前の条項の有効性を争わず、請求を認諾する方針を決めた。そして、相手方の請求を一度も争うことなく、第1回期日において請求を認諾した。

抗告人が請求認諾の方針を正式に決定したのは第1回期日の直前であった（抗告人は、第1回期日の前日である平成27年10月29日に答弁書を提出した）ため、条項をどのような内容に改定するかについては、認諾後、抗告人代理人と協議をすることとした。

そして、抗告人は、認諾1か月後の平成27年11月30日までに条項の改定を決め、その旨を従業員に告知するとともに変更前の条項を全て廃棄し

た。さらに、平成28年2月9日、従業員に対し、旧条項用紙を破棄する旨の告知文(乙6)を配布して再度注意喚起をし、認諾した請求内容に沿った周知及び廃棄措置をとった。よって、原決定の理由②はあたらない。

そもそも、本件解約金条項は、貸衣装契約を締結する上で極めて重要な約款であるところ、同条項を改定するかどうか、改訂するとしてどのような内容に改定するかについては、熟慮を要するものである。とりわけ、改定するか否かについては消費者契約法に違反しているかどうかという法的な判断が必要になることから、事前請求を受けた後速やかに改定に応じることは極めて困難である。抗告人は、債権者からの事前請求を受けた後約3か月で条項を改定する方針を決定し、その後約1か月で最終的に条項を改定したのであって、重要な約款を変更するために要する期間としても合理的期間であったといえる。よって、理由①もあたらない。

また、抗告人は本案訴訟において、債権者による消費者契約法違反等の主張を一切争うことなく請求を認諾したのであるから、③請求認諾後の「裁判で争うことによる影響を考慮し認諾を選んだ」とする報道機関に対するコメントを取り上げて、認諾はしているが消費者契約法違反を認めていないから旧条項使用のおそれがあると判断するのは余りにも不合理である。

以上のおり、抗告人は、条項の改定に向けて真摯な対応に終始してきたにもかかわらず、債権者は、本案訴訟終了後、条項の改定について抗告人に一度も問い合わせることなく、同年11月26日に突如、本件間接強制を申立てた。

さらに、債権者は、平成28年1月22日付け主張書面(2)において、従前抗告人が営業活動を行っていないと主張してきたことを持ち出して、抗告人が債権者からの差止請求を回避しようとしているなどと主張するに至った。裁判所も、平成28年2月15日付け事務連絡文書をもって、抗告人に対して主張立証を求めたため、抗告人は、抗告人が営業活動を行っていないのは

事実であるが、抗告人代表者が本件条項の内容を決定する責任者であることから請求の認諾をした旨主張した。そもそも、上記主張は抗告人が積極的に行ったものではなく、債権者の指摘及び裁判所の求めに抗告人が応じたものであり、④この点をもって旧条項使用のおそれの根拠とすることは極めて理不尽である。

3 抗告人は、平成27年12月1日以降、変更前の条項を使用したことは一度もないし、変更前の条項を使用していることを伺わせる事情は全くない。

このような場合にまで、変更前の条項を使用するおそれがあると認定されるとすれば、「不作為義務に反するおそれ」という間接強制の要件は、有名無実な要件として完全に形骸化することになる。

よって、抗告人が不作為義務に違反するおそれは皆無であるから、間接強制を認めた原決定には誤りがあり、直ちに取り消されるべきである。

以上